平成２３年（フ）第５７７号
埼玉県川越市野田町２丁目４番地19　コーポかたばみ105号室、前住所埼玉県川越市大字今福563番地１　川越スカイハイツ114号室
破産者　坂本　恵男
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８３号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　11―506
破産者　齋藤　正樹（旧姓權田）
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８８号
埼玉県所沢市大字北秋津174番地の10
破産者　島田八重野
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１０号
埼玉県所沢市三ケ島１丁目382番地の８
破産者　小野　昭彦
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０７９号
横浜市都筑区高山４番13号
破産者　廣畑　良孝
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目55番地14
破産者　滝田　佳弘
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１１５号
神奈川県横須賀市公郷町１丁目55番地14
破産者　滝田かおる
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３号
新潟県佐渡市住吉143番地３
破産者　草間ひろみ
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第１０１号
山梨県都留市つる１丁目５番11号
破産者　安富　一博
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
長野県小諸市甲4101番地２
破産者　掛川　明美
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第５３３号
静岡市葵区研屋町16番地　セントラルマンション1103号、旧住所静岡市葵区一番町54番地　ヴィラセイユー一番町304号
破産者　松下　育子
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５号
愛知県半田市亀崎相生町３丁目12番地　グランピア相生５Ａ号
破産者　後藤　信明
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字下地ケ谷21番地の６
破産者　沼田　晃知
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２号
愛知県半田市亀崎高根町６丁目43番地の２　シャルム福島２―２号
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９００号
名古屋市緑区鳴海町字薬師山174番地　シャンポール薬師山401号
破産者　村下　充則
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５２号
名古屋市中川区昭和橋通５丁目37番地　グレンパーク中島602号
破産者　西尾　晴美
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８５号
名古屋市緑区鳴海町字小森８番地の６　サンハウス野並605号
破産者　山根　直之
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２号
大津市本宮２丁目６番45号　滋賀保護院
破産者　望月　邦夫
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７５号
神戸市中央区布引町２丁目１番４号、従前の住所兵庫県明石市小久保２丁目１番地の27
破産者　宮本　正範
1　決定年月日　平成23年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部